

東京都下水道局住民説明会

世田谷区から情報提供

令和7年12月15日(月)

令和7年12月21日(日)

目黒区役所総合庁舎大会議室

下馬1丁目8・9周辺 豪雨 状況



晴天時



写真①

豪雨時



晴天時

写真②

豪雨時



晴天時

写真③

豪雨時



晴天時



豪雨時

下馬1丁目8・9周辺の雨水 対策



横断グレーチング・2連枠の設置

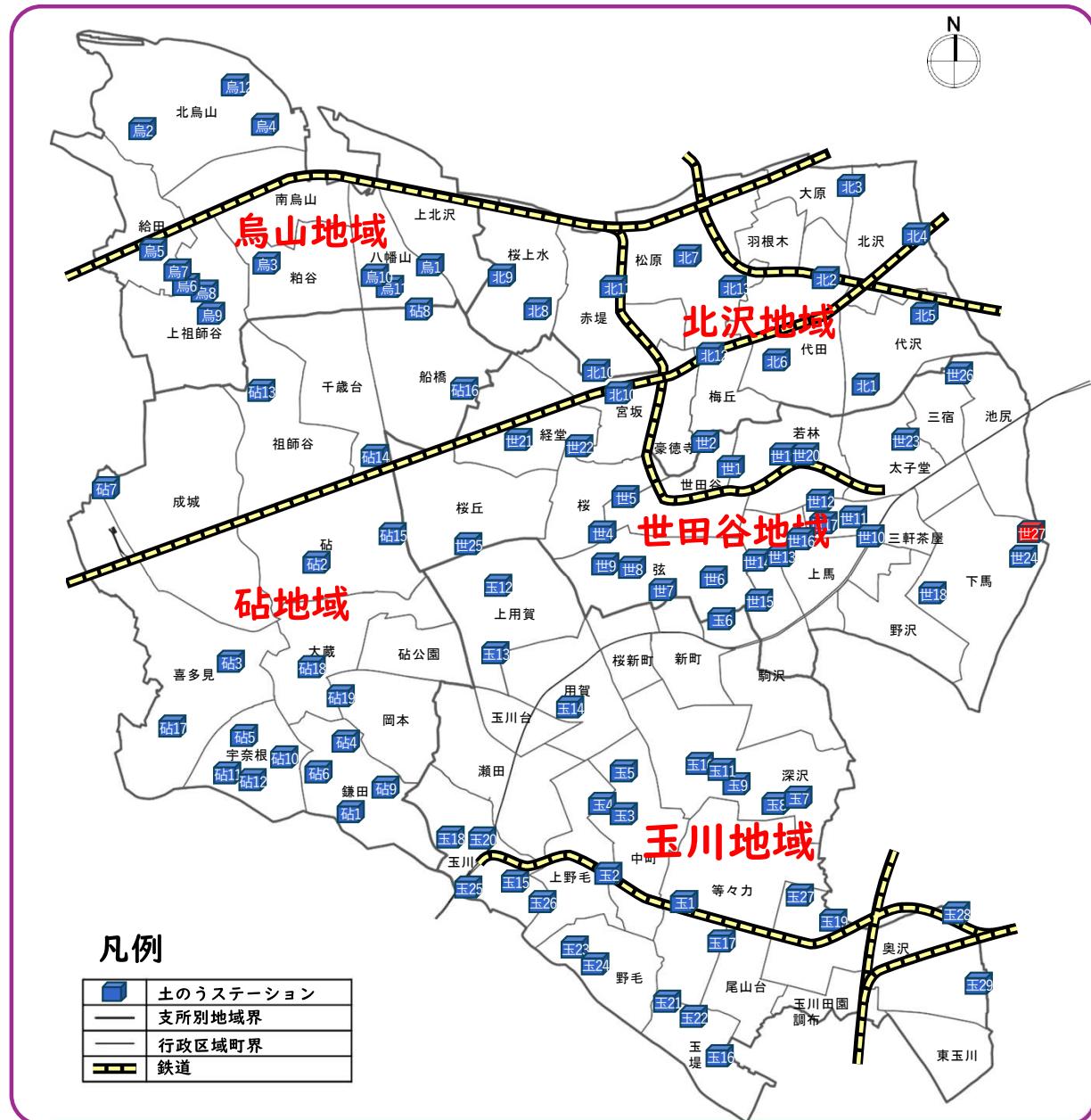


横断グレーチングの設置



土のうステーション設置場所(区内全体図)

設置番号	設置場所(名称)	所在地	設置番号	設置場所(名称)	所在地
世1	区役所(第1庁舎東側)	世田谷4-21	玉16	玉堤地区会館	玉堤1-12-18
世2	城山分庁舎(玄関前)	世田谷4-24	玉17	尾山台地区会館	等々力2-17-14
世4	世田谷地区会館	世田谷2-25-10	玉18	二子玉川地区会館別館	玉川3-27-1
世5	上町児童館	世田谷2-30-16	玉19	九品仏川緑道(奥沢7-12付近)	奥沢7-12付近
世6	弦巻区民センター	弦巻1-26-11	玉20	はなみずき広場	玉川4-4
世7	弦巻三丁目東公園	弦巻3-5	玉21	玉堤小学校正門付近路上	玉堤2-13
世8	教育センター	弦巻3-16	玉22	等々力一丁目公園	等々力1-1-15
世9	大山道児童遊園横 蛇崩川緑道(三軒茶屋2-3付 近)	弦巻4-32	玉23	野毛西公園	野毛3-18
世10	三軒茶屋2-3付近	玉24	丸子川ひらば公園	野毛2-25-17	
世11	世田谷丸山公園	玉25	玉川1丁目河川広場	玉川11-7付近	
世12	三軒茶屋公園	玉26	二子玉川公園(上野毛側)	上野毛2-28	
世13	上馬パンダ広場	玉27	ねこじやらし公園付近路上	奥沢7-44付近	
世14	小泉公園	玉28	九品仏川緑道(奥沢2-48付近)	奥沢2-48付近	
世15	駒沢生活実習所	玉29	奥沢中学校	奥沢1-42-1	
世16	駒留公園	砧1	鎌田区民集会所	鎌田2-1-24	
世17	蛇崩川緑道(三軒茶屋2-43 付近)	砧2	砧まちづくりセンター	砧5-8-18	
世18	世田谷観音入口交差点付近歩 道種栽帯	砧3	喜多見まちづくりセンター	喜多見5-11-10	
世19	烏山川緑道(若林1-28付近)	砧4	鎌田区民センター	鎌田3-35-1	
世20	烏山川緑道(若林1-32付近)	砧5	宇奈根地区会館	宇奈根2-23-20	
世21	南台公園	砧6	ゆうばうと世田谷レクセンター	鎌田2-17-1	
世22	烏山川緑道(経堂1-4付近)	砧7	野川緑地広場(ビジターセンター)	成城4-29-1	
世23	烏山川緑道(太子堂2-32付 近)	砧8	希望ヶ丘複合施設	船橋6-25	
世24	蛇崩川緑道(下馬5-34付近)	砧9	鎌田つみ広場	鎌田3-4-1	
世25	桜丘宇山緑地	砧10	宇奈根1-22ごとの遊び場	宇奈根1-22	
世26	池尻北広場	砧11	宇奈根龍王公園	宇奈根2-2	
世27	蛇崩川緑道(下馬5-41先)	砧12	宇奈根東部記念公園	宇奈根1-42-8	
北1	代沢まちづくりセンター	砧13	祖師谷六丁目三叉路バス停横	祖師谷5-38	
北2	代沢五丁目公園	砧14	笠森公園	千歳台1-4-1	
北3	北沢五丁目児童遊園	砧15	砧一丁目ろっかく公園	砧1-30-6	
北4	北沢地区会館	砧16	西経堂第二児童遊園	船橋5-17-1	
北5	池ノ上青少年交流センター	砧17	喜多見公園	喜多見2-10-45	
北6	北沢川緑道(代田3-43付近)	砧18	石井戸公園	大蔵5-1-20	
北7	松原公園	砧19	仙川遊歩道上	岡本3-40付近	
北8	桜上水南地区会館	砧20	上北沢地区会館	上北沢2-1-3	
北9	上北沢八幡公園	砧21	北烏山地区会館	北烏山9-25-26	
北10	北沢川緑道(赤堤1-29付近)	砧22	赤堤1-29付近	赤堤1-29付近	
北11	赤松公園	砧23	烏山公園(西側)	北烏山1-20-1	
北12	梅丘北公園	砧24	給田ぞうのはな広場東側	給田2-10-14付近	
北13	松原5-8先歩道上	砧25	上祖師谷6丁目	上祖師谷6-24	
玉1	玉川総合支所	砧26	みどり橋(仙川)	給田2-11付近	
玉2	上野毛地区会館(上野毛まちづ くりセンター)	砧27	祖師谷橋(仙川)	上祖師谷2-22付近	
玉3	玉川中学校(西門)	砧28	祖師谷中橋(仙川)	上祖師谷2-20付近	
玉4	玉川土木公園管理事務所	砧29	千歳清掃工場付近路上	八幡山2-6	
玉5	玉川中町公園	砧30	明大八幡山グラウンド付近路上	八幡山2-10	
玉6	駒沢緑泉公園(北側)	砧31	中央自動車道下路上	北烏山3-22	
玉7	深沢地区会館	砧32			
玉8	香川緑道(深沢3-5付近)	深沢1-3-付近			
玉9	東深沢中学校(東側)	深沢4-18			
玉10	三島公園	深沢5-11			
玉11	深沢区民センター	深沢4-33-11			
玉12	上用賀児童館	上用賀4-14-3			
玉13	上用賀三丁目公園	上用賀3-6			
玉14	用賀出張所	用賀2-29-22			
玉15	二子玉川公園(事務所前)	玉川1-16-1			



土のうステーション設置場所(位置図)



土のうステーション設置場所(写真)



<既設> 【世24】 蛇崩川緑道
(下馬5-34先)



<新設> 【世27】 蛇崩川緑道
(下馬5-41先)

※今後、1基増設の予定あり

世田谷区の流域対策(河川流域)

河川流域：降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）

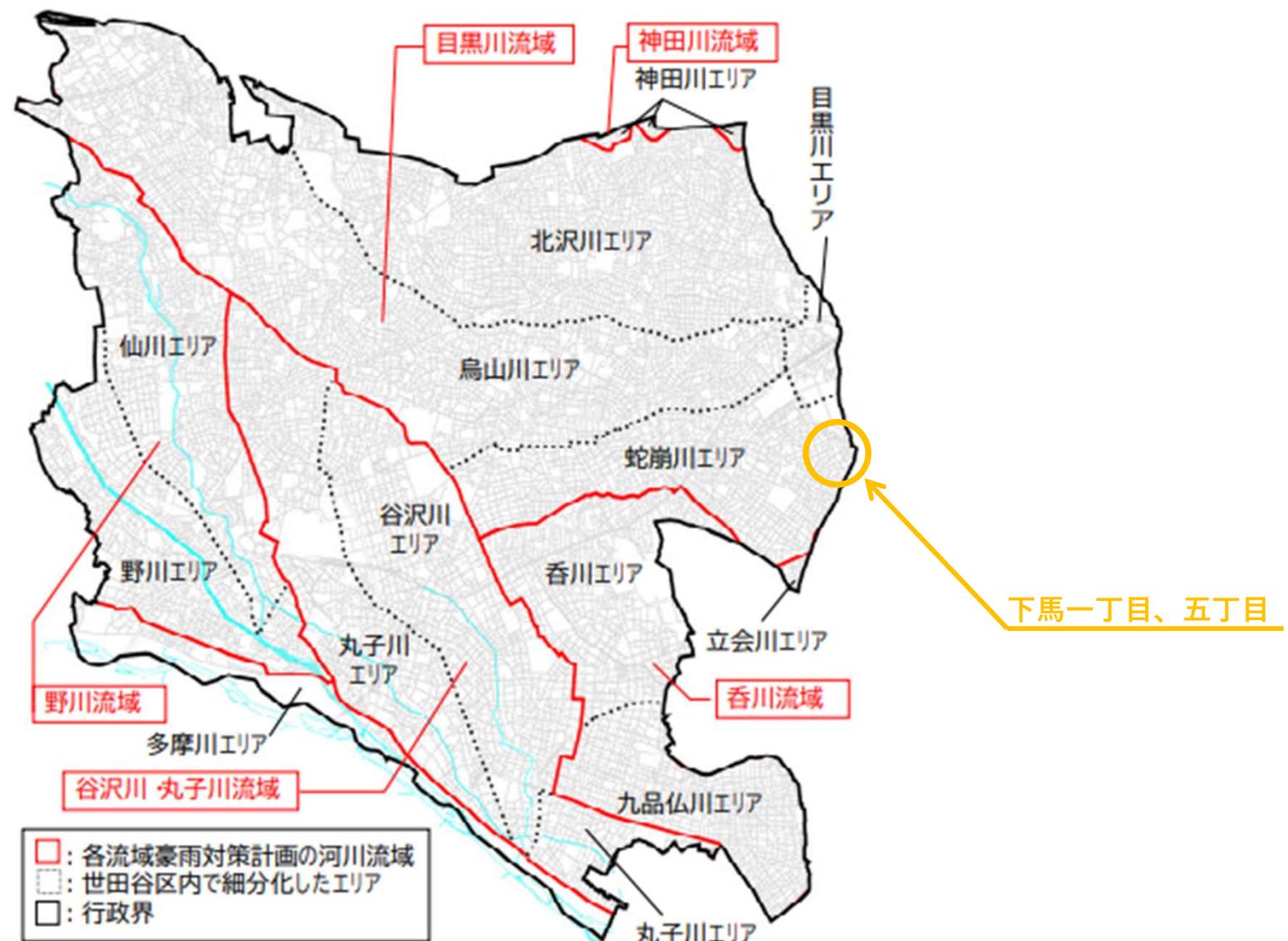


図. 河川流域の位置図

世田谷区の流域対策(雨水貯留浸透施設)



道路の透水性舗装



道路のL形用道路浸透ます



道路の地下貯留浸透槽



道路の植栽帯を活用した貯留浸透
透水性インターロッキングブロック



駅前広場の雨水貯留浸透型舗装ブロック



公園の地下貯留浸透槽

民地での雨水貯留浸透施設の設置

世田谷区の土地の約7割が宅地

- 雨水浸透ます・トレンチ設置助成制度
- 雨水タンク設置助成制度



雨水浸透ます



雨水浸透トレンチ



雨水タンク

雨水浸透施設設置助成制度

雨水浸透ます 設置助成 ご案内

雨水浸透ますとは…コンクリート(または合成樹脂)製で底や側面にたくさんの穴があいている『樹(ます)』のことです。敷地内の雨水を、地下にしみ込ませます。

雨水浸透トレーニングとは…たくさんの穴が開いている『管』のことです。雨水浸透ますと同様の機能があります。

助成を受けることが出来る方

- ◎設置したい箇所に、施設の規格により十分な四方のスペースがあること。
- ◎急傾斜地や、隣地との境界に段差がないこと。
- ◎地表面から地下水までの深さが十分にあること。

×次の方は対象外です

- ・国、その他地方公共団体、その他区長が指定する公共的団体。
- ・雨水流出抑制施設の設置が義務付けられている建築主。(世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例)
- ・売買等を目的とした建物に設置する不動産業者、建設業者等。
- ・以前と同じ箇所に助成を受ける場合。
- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当する場合。

申請のながれ

浸透施設工事着手後に申請されても助成は受けられません。

- 1事前相談 案内図、計画図を提示してください
- 2現地確認 あわせて申請書などをお渡しします
- 3申請書提出 見積書・計算書等の書類を添付します
- 4適用決定通知 ※この通知が届くまでは着工しないでください
- 5工事 助成を受ける浸透施設の工事です
- 6完了届提出 工事写真を添付してください
- 7現地確認
- 8交付決定通知
- 9請求書提出
- 10助成金交付

は区が行う
事務手続き

雨水浸透施設設置平面図(例)

湧水保全重点地区・流域対策推進地区

湧水保全重点地区・流域対策推進地区配置図

『湧水保全重点地区』とは、湧水地の涵養区域のことです。
『流域対策推進地区』とは、過去に浸水被害があるなど、特に流域対策(雨水貯留浸透)の推進・促進を図る必要がある区域のことです。

●世田谷区には約100箇所の湧水があります。湧水は多種多様な動植物が生息するためにはなくてはならないものです。

助成の内容

雨水浸透施設設置助成金交付要綱に定める標準工事費単価に設置数量を乗じた額、又は見積額のいずれか低い額を「基本額」とし、基本額(付帯工事費がある場合は基本額との合計額)に消費税率を乗じた額。(100円未満切捨て)

【付帯工事費】

既存住宅の場合、既存管への接続費用や撤去処分費用、施設の設計や申請等の費用の一部も助成します。(上限あり)

助成限度額は一般地区は40万円、湧水保全重点地区・流域対策推進地区は50万円。

家を新築する場合、排水施設として一般的なままで管を設置するより、助成金を利用して、浸透ますや浸透トレーニング管を設置したほうが、費用の負担が軽くなるケースもあります。

雨水浸透ます・トレーニングの標準規格

雨水浸透ます		
型式	ますの径(mm)	深さ(mm)
P I	150	400
P II	200	400
P III	250	500
P IV	300	500
P V	350	600
P VI	400	600
P VII	500	800

雨水浸透トレーニング		
型式	断面形状 W×H(mm)	管径(mm)
T I	250×300	75
T II	300×350	100
T III	350×400	125
T IV	400×450	150
T V	550×600	200
T VI	750×750	200

- 助成額については区のホームページ、または問い合わせ先までご連絡ください。
- 標準規格ではない雨水浸透ます・トレーニングやボックス製品においても、助成を受けることができます。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。
- 浸透機能を確保するため、設置後は定期的な清掃、適切な維持管理をお願いします。

設置をご検討の方は、事前にご相談ください
(設置前に現地調査及び申請手続きが必要です)

地下水を
豊かにし、
都市型水害を
防ぐ!

雨水浸透施設
の設置に
ご協力ください

雨水タンク設置助成制度

雨水タンク設置助成 ご案内

植木や庭への散水等に、雨水を利用してみませんか

雨水タンクとは、屋根に降った雨を貯めて、植木や庭への散水など、生活用水として利用するための貯留槽です。

雨水を有効活用でき、河川や下水道への雨水の流入を抑え、洪水対策にも役立ちます。

助成を受けることが出来る方

- ◎ 世田谷区内で建物に雨水タンクを設置する方
- ✗ 次の方は対象外です
 - ・国、その他地方公共団体、その他区長が指定する公共的団体
 - ・雨水流出抑制施設の設置が義務付けられる建築主（世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例）
 - ・売買等を目的とした建物に設置する不動産業者、建設業者等

助成の対象

- 屋根に降った雨水を一時貯留するもの
- 市販されているもの

助成の内容

1基あたりについて
(本体購入費+設置経費)の1/2
(消費税を含む)(100円未満切り捨て)
限度額…設置にかかる経費 5,000円
…合計額 35,000円
(年度内の助成額の総額は14万円を限度)

シンボルツリーとのセット助成で1基あたりの限度額が50,000円になります。

設置をご検討の方は、事前にご相談ください

問い合わせ先
世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎)
電話 03-6432-7963 FAX 03-6432-7993

※助成金は、区の年度予算の範囲内で交付しますので、助成できない場合もあります。

申請のながれ

購入・設置後に申請されても助成は受けられません。

- 1 事前相談 お問い合わせください
- 2 申請書提出 見積書・仕様のわかる書類添付
- 3 適用決定通知 ※この通知が届くまでは購入・設置しないでください
- 4 購入・設置
- 5 完了届提出 領収書(内訳付)・写真2枚(全景・近景)添付
- 6 現地確認
- 7 交付決定通知
- 8 請求書提出
- 9 助成金交付

は区が行う事務手続き

ほかにもあります

緑化助成のご案内

新しくシンボルツリー植栽・生垣緑化・植栽帯(花壇や植込み)造成・屋上緑化・壁面緑化を行いう際に、費用の一部を助成しています。

この制度を利用して、皆さんのお宅からまちのみどりを増やしませんか？

問い合わせ先
世田谷区
みどり33推進担当部
みどり政策課
電話 03-6432-7902
FAX 03-6432-7989



雨水タンクの設置事例



情報提供

止水板設置工事等の助成について